

令和元年（2019年）

第2回可児市議会定例会議案

令和元年6月4日

目 次

議案第40号	可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	1
--------	--	---

議案第40号

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
職区分	報酬額	(略)	職区分	報酬額	(略)
(略)			(略)		
選挙長及び開票管理者	1回につき 10,600円		選挙長及び開票管理者	1回につき 10,800円	
投票所の投票管理者	日額 12,600円		投票所の投票管理者	日額 12,800円	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円		期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	
投票所の投票立会人	日額 14,800円		投票所の投票立会人	日額 15,000円	
期日前投票所の投票立会人	日額12,700円以内で事務従事した時間に相応した額		期日前投票所の投票立会人	日額12,800円以内で事務従事した時間に相応した額	
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額9,000円以内で事務従事した時間に相応した額		指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額9,100円以内で事務従事した時間に相応した額	
開票立会人及び選挙立会人	1回につき 8,800円		開票立会人及び選挙立会人	1回につき 8,900円	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。